東京学芸大学附属学校教員選考基準の一部改正について

改正理由：副校長及び主幹教諭の必要条件の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （副校長の必要条件） 第５条　副校長となることのできる者は，次の各号に該当する者とする。 ⑴ 教員免許状を有していること。 ⑵ 教職歴20年以上であること。ただし，附属特別支援学校については，福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。 ⑶ 附属学校（全校種）で通算６年以上在籍した経験を有すること。 ⑷ 現勤務校以外の附属学校に在籍していた経歴（幼稚園小金井園舎及び竹早園舎は，それぞれ１園とみなす。第６条第７号において同じ。）又は本学と人事交流協定を締結している機関との間で人事交流の経歴を有すること。 ⑸ 主幹教諭の職を経験していること又は校務分掌として，次のいずれかに該当する主任等のうち３つ以上を経験していること。 ア　教務主任 イ　学年主任 ウ　生徒指導主事 エ　進路指導主事 オ　研究主任 カ　教育実習主任 キ　必要に応じて置かれている主任等のうち，アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク　附属特別支援学校の各部に置かれていた主事 ⑹ 研究業績として，３点以上の論文（実践報告などを含む。）があること。 ⑺ 前各号（第１号を除く。）の規定にかかわらず，附属学校教員以外の者であって，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第23条に規定する副校長の資格要件を満たし，かつ，附属学校運営部において適格と認められたもの。 〔省略〕 第４章　主幹教諭の選考基準 （主幹教諭の必要条件）	〔省略〕 （副校長の必要条件） 第５条　副校長となることのできる者は，次の各号に該当する者とする。 ⑴ 教員免許状を有していること。 ⑵ 教職歴20年以上であること。ただし，附属特別支援学校については，福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。 ⑶ 附属学校（全校種）で通算６年以上在籍した経験を有すること。 ⑷ 現勤務校以外の附属学校に在籍していた経歴（幼稚園小金井園舎及び竹早園舎は，それぞれ１園とみなす。第６条第７号において同じ。）又は本学と人事交流協定を締結している機関との間で人事交流の経歴を有すること。 ⑸ 主幹教諭の職を経験していること又は校務分掌として，次のいずれかに該当する主任等のうち３つ以上を経験していること。 ア　教務主任 イ　学年主任 ウ　生徒指導主事 エ　進路指導主事 オ　研究主任 カ　教育実習主任 キ　必要に応じて置かれている主任等のうち，アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク　附属特別支援学校の各部に置かれていた主事 ⑹ 研究業績として，３点以上の論文（実践報告などを含む。）があること。 〔省略〕 第４章　主幹教諭の選考基準 （主幹教諭の必要条件）

第７条　主幹教諭となることができる者は，次の各号に該当するものとする。 ⑴ 当該校種の教員免許状を有していること。 ⑵ 教育実践及び実践研究の遂行に意欲があること。 ⑶ 附属学校のあり方について見識があること。 ⑷ 人事交流の必要性について理解があること。 ⑸ 教職歴10年以上であること。ただし，附属特別支援学校については，福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。 ⑹ 当該校で通算３年以上在籍した経験を有すること。 ⑺ 現勤務校以外の附属学校に在籍していた経歴，本学と人事交流協定を締結している機関との間で人事交流の経歴又は（本学採用後，）文部科学省から在外教育施設へ派遣された経験を有すること。 ⑻ 実践研究の業績があること。 〔省略〕 附　則 この基準は，令和８年７月13日から施行する。	第７条　主幹教諭となることができる者は，次の各号に該当するものとする。 ⑴ 当該校種の教員免許状を有していること。 ⑵ 教育実践及び実践研究の遂行に意欲があること。 ⑶ 附属学校のあり方について見識があること。 ⑷ 人事交流の必要性について理解があること。 ⑸ 教職歴10年以上であること。ただし，附属特別支援学校については，福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。 ⑹ 当該校で通算３年以上在籍した経験を有すること。 ⑺ 現勤務校以外の附属学校に在籍していた経歴，本学と人事交流協定を締結している機関との間で人事交流の経歴を有すること。 ⑻ 実践研究の業績があること。 〔省略〕